

令和6年第3回芸西村議会「定例会」議事日程

令和6年9月12日

- 日程第1 議案第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第2 議案第43号 芸西村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第44号 令和5年度芸西村一般会計の決算認定について
- 日程第4 議案第45号 令和5年度芸西村住宅新築資金等特別会計の決算認定について
- 日程第5 議案第46号 令和5年度芸西村国民健康保険特別会計の決算認定について
- 日程第6 議案第47号 令和5年度芸西村介護保険事業特別会計の決算認定について
- 日程第7 議案第48号 令和5年度芸西村後期高齢者医療特別会計の決算認定について
- 日程第8 議案第49号 令和5年度芸西村簡易水道事業特別会計の決算認定について
- 日程第9 議案第50号 令和5年度芸西村下水道事業特別会計の決算認定について
- 日程第10 議案第51号 令和6年度芸西村一般会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第52号 令和6年度芸西村住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第53号 令和6年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第54号 令和6年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第55号 令和6年度芸西村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第56号 令和6年度芸西村簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第57号 高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 日程第17 議員派遣の件
- 日程第18 閉会中の継続調査の申し出

招 集 年 月 日 令和6年9月12日

招 集 の 場 所 芸西村役場議場

開 会 時 間 午前 9時00分

応 招 議 員

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	堀 川 友 久	○	2	坂 本 史	○	3	山 本 俊 二	○
4	濱 田 圭 介	○	5	安 岡 公 子	○	6	西 笛 千代子	○
7	岡 村 俊 彰	○	8	小 松 康 人	○	9	岡 村 星 弥	○
10	仙 頭 一 貴	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職 員	氏 名	職 員	氏 名	職 員	氏 名
村 長	溝 渕 孝	副 村 長	池 本 尚 彦	教 育 長	池 田 美 延
総 務 課 長	兼 健 康 福 祉 課 長	都 築 仁	会 計 管 理 者	高 松 千 恵	
産 業 振 興 課 長	吉 永 卓 史	土 木 環 境 課 長	山 本 裕 崇	企 画 振 興 課 長	池 田 加 奈
教 育 次 長	佐 藤 大 輔	総 務 課 長 補 佐	池 田 豪	健 康 福 祉 課 長 補 佐	荒 井 祐 輔
健 康 福 祉 課 長 補 佐	長 崎 寛 司	産 業 振 興 課 長 補 佐	常 光 紘 正	土 木 環 境 課 長 補 佐	山 崎 純 裕
教 育 委 員 会 課 長 補 佐	岡 村 ま き み				

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	藤 川 薫
--------	-------

【議事の経過】

令和6年9月12日（木）

〔9：00 開会〕

《開会》

○ 仙頭 一貴 議長

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、令和6年第3回芸西村議会定例会第3日を開会します。本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

《日程第1》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第1、議案第42号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第42号は原案のとおり同意することに決定しました。

《日程第2》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第2、議案第43号芸西村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第43号は原案のとおり決定しました。

《日程第3》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第3、議案第44号令和5年度芸西村一般会計の決算認定についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番岡村俊彰君。

○ 岡村 俊彰 議員

おはようございます。7番岡村俊彰です。議案第44号について質疑いたします。令和5年度一般会計の決算認定について、35款15項5目河川総務費の工事請負費についてお伺いします。

この工事請負費は、令和5年6月定例会において可決された地域農業水利施設ストックマネジメント事業、千原排水機場N○2主ポンプ分解整備工事と同時期に発注された、千原排水機場電機設備更新工事の件だと思います。

今年の6月定例会に、報告第1号一般会計繰越明許費繰越計算書として報告されましたが、報告事項のために質疑の機会もありませんでした。繰越明許費の9000万円と不用額の約1900万円の簡単な内容をお伺いします。

また、工期が令和7年2月28日まで延期されていますが、主要部材の調達状況や工事の進捗状況もあわせてお伺いします。

○ 仙頭 一貴 議長
山本土木環境課長。

○ 山本 裕崇 土木環境課長

おはようございます。岡村俊彰議員の質疑にお答えいたします。

まず、繰越明許費の9000万円ですが、こちらは令和5年度に発注しました工事の工期の延長に伴い、令和5年度当初予算で予算化した9000万円全額を令和6年度に繰越したものです。

次に、不用額の約1900万とありますが、不用額1932万4300円につきましては、ストックマネジメント事業として、令和4年度から令和5年度に繰越しました7980万円のうち、4年度に発注して5年度に工事が完了した千原排水機場N○1主ポンプ分解整備工事費と除塵機操作盤更新工事費の合計6048万5700円を支払いました残額の1931万4300円が主な不用額となっております。

主要部材の調達状況や工事の進捗状況につきましては、現在、主要部材の調達は順調で、出水期を避けた11月から分解整備を行い、令和7年2月28日には完成する予定となっております。

○ 仙頭 一貴 議長
7番岡村俊彰君。

○ 岡村 俊彰 議員

再質疑します。今年の6月定例会の報告第1号一般会計繰越明許費繰越計算書の繰越予算調書の繰越理由については、世界的な半導体不足の中では致し方ないことだと理解します。

ただ、いつゲリラ豪雨が降るか分からない当村の状況の中で、農業が基幹産業の当村にとって、浸水被害は常に心配されるところです。大雨の時期を外しての工期の中での作業や主要部材の半導体や電子部品の調達が大変だと思いますが、工事が長引くことで農家の不安も出てきます。

工事請負金額も多額で、議会の承認も必要な案件なので、執行部としてももう少し議会に説明が必要だったのではないかと思います。村長の見解をお伺いします。

○ 仙頭 一貴 議長
山本土木環境課長。

○ 山本 裕崇 土木環境課長

岡村俊彰議員の再質疑にお答えします。この質疑に関連しまして、現状と繰越の経過、そして今後の対応につきまして説明させていただきたいと思います。

まず現状につきまして、このストックマネジメント事業は、施設の長寿命化を目的としており、令和2年度から5年度にかけて計画的に取り組んでいるところでございます。

そして、現在発注しています工事の完成で事業は完了となります。令和5年度に発注しておりますN○2ポンプについても、現在も定期的な維持管理を行っており、不具合は発生しておらず、運転できる状態でございます。

次に、繰越の経過につきまして、この事業は、国や県の補助金事業で行っており、事務手続き上、交付申請から交付決定、入札事務のために、発注までには一定期間を要し、結果、契約期間が短くなってしまいま

す。また、制度上、年度を超えた契約発注ができない状況でもありました。

発注しておりますN○2主ポンプ分解整備工事は、ポンプを運び出す必要があることから、河川が増水しやすい3月から10月の出水期には、ポンプを搬出できないというそのような制約もございました。

市場では、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして半導体や電子部品関連の機器の需要が急増しまして、サプライヤーからの部材の調達が不安定で、さまざまな機器の生産に影響を及ぼしている状態でもありました。本工事に必要な機器・部品につきましても、納入までに長期の期間を要するものがあることから、年度内完成が見込めない状況となりました。

これらの、事務手続きや工事期間の制約、工事に必要な部材の調達状況などを総合的に判断しまして、2月に行われます国や県の繰越協議を行いまして、3月に承認を受けまして村でも繰越手続きをしたものとなります。

今後の対応につきまして、議員ご質問の議会への説明につきまして、議会の契約承認案件でありますので、丁寧な説明に努めてまいります。排水機場は、治水対策の重要な施設と考えておりますので、今後も排水機能を発揮できるよう、適正な管理に努めてまいります。

○ 仙頭 一貴 議長

溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

おはようございます。岡村俊彰議員から質疑をいただきまして、担当課長から再質疑までお答えをさせていただきました。

事業内容や繰越の経過、そして今後の議会への説明につきましては、課長答弁のとおりでして、今後も丁寧な対応に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

議員ご承知のとおり、和食川の流域治水は村にとりまして、本当に長年の重要課題の一つとして取り組んできております。中でも、排水機場につきましては、下流部の治水を考える際に欠くことのできない施設です。

従いまして、今後におきましても、排水機場の適切な運用を行うために必要な工事を行う際などには、請負業者の進捗状況を的確に把握をしながら、河川管理者である県ともしっかりと協議を重ねてまいります。以上でございます。

○ 仙頭 一貴 議長

他に質疑はありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第44号は原案のとおり認定することに決定しました。

《日程第4》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第4、議案第45号令和5年度芸西村住宅新築資金等特別会計の決算認定についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 45 号は原案のとおり認定することに決定しました。

《日程第 5》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 5、議案第 46 号令和 5 年度芸西村国民健康保険特別会計の決算認定についてを議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 46 号を採決します。
本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 46 号は原案のとおり認定することに決定しました。

《日程第 6》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 6、議案第 47 号令和 5 年度芸西村介護保険事業特別会計の決算認定についてを議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 47 号を採決します。
本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 47 号は原案のとおり認定することに決定しました。

《日程第 7》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 7、議案第 48 号令和 5 年度芸西村後期高齢者医療特別会計の決算認定についてを議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これから議案第 48 号を採決します。
本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 48 号は原案のとおり認定することに決定しました。

《日程第 8》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 8、議案第 49 号令和 5 年度芸西村簡易水道事業特別会計の決算認定についてを議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 49 号を採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 49 号は原案のとおり認定することに決定しました。

《日程第 9》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 9、議案第 50 号令和 5 年度芸西村下水道事業特別会計の決算認定についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 50 号を採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 50 号は原案のとおり認定することに決定しました。

《日程第 10》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 10、議案第 51 号令和 6 年度芸西村一般会計補正予算（第 4 号）を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 51 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 51 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 11》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 11、議案第 52 号令和 6 年度芸西村住宅新築資金等特別会計補正予算（第 1 号）を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 52 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 52 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 12》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 12、議案第 53 号令和 6 年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 53 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 53 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 13》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 13、議案第 54 号令和 6 年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 54 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 54 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 14》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 14、議案第 55 号令和 6 年度芸西村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 55 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 55 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 15》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 15、議案第 56 号令和 6 年度芸西村簡易水道事業会計補正予算(第 1 号)を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 56 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。
従って、議案第 56 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 16》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 16、議案第 57 号高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これから議案第 57 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第 57 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 17》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 17、議員派遣の件を議題にします。

会議規則第 129 条の規定により、お手元に配付いたしました資料のとおり、それぞれの議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。〔「異議なし」の声〕

異議がないようですので、議員派遣の件はお手元に配付の資料のとおり派遣することに決定しました。

《日程第 18》

○ 仙頭 一貴 議長

日程第 18、閉会中の継続調査の申し出を議題にします。

各常任委員会並びに議会運営委員会から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会並びに議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに、ご異議ありませんか。〔「異議なし」の声〕

異議がないようですので、各常任委員会並びに議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

《閉会》

○ 仙頭 一貴 議長

以上をもちまして、本会議に付議された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第 8 条の規定により、令和 6 年第 3 回芸西村議会定例会を閉会します。

〔 9 : 25 閉会〕